

「（仮称）練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例」（骨子案）に対する区民意見反映（パブリックコメント）制度による意見募集の結果について

1 意見募集期間

平成29年2月21日～3月31日

2 意見数および提出者数

意見6件（提出者3名）

※1人の方から複数の意見をいただいている場合がある。

3 意見および質問の内訳

分類	意見
空家等対策全般について	1件
区の責務・役割について	2件
地域住民への情報提供等について	2件
応急措置について	1件
合計	6件

4 意見に対する対応

	内容	件数
○	「骨子案」に主旨が記載済みであり、その旨を説明したもの	3件
□	「骨子案」に記載はないが、意見の主旨を踏まえて事業を実施するもの	2件
—	直接的な意見の反映・実施は困難なもの	1件
	合計	6件

5 区民からの意見の要旨と区の考え方・回答

No.	意見の要旨	区の考え方・回答	対応
空家等対策全般について			
1	全国的に放置された空家等が増えており、練馬区においても最重要課題と捉え、早急に対策してほしい。	区は、みどりの風吹くまちビジョンおよび同アクションプランにおいて、空家等対策の推進を位置付け、検討を進めています。このたびお知らせした条例（骨子案）につきましては、頂いた区民の皆様からのご意見等を踏まえ条例案として取りまとめ、第二回練馬区議会定例会に提出する予定です。 また、条例制定を待つことなく、個別の働きかけ等は既に行っているところです。	○
区の責務・役割について			
2	空家等の所有者等は「建物さえあれば固定資産税や都市計画税を減免する特例措置が継続する」と思っていると思う。空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「特措法」という。）に基づく勧告を受けると、この措置から除外され、税額が高くなる可能性があることなど、最新の制度をしっかりと周知すべきである。	特措法や本条例の内容をはじめ、空家等をめぐる現状や問題点、空家等の適正な管理を行わないことにより生じる課題やリスク等について、区報やホームページ等を活用し、広く周知に努めます。また、空家に関するセミナーや相談会などの啓発事業を開催します。	○
3	例えば、空家等の所有者等に対して、敷地（庭）だけでも使用の承諾を得て花壇を設けるなど、区が所有者等に積極的に働きかけ、所有する空家等について前向きに考えるきっかけ作りを力を入れてほしい。	空家等の状態や条件、所有者等の今後の意向等は案件ごとに異なります。適正な管理や有効に活用がなされるよう庁内関係部署との情報共有はもとより、関係行政機関、事業者、専門家団体および地域団体等とも協力・連携し、問題の解決や状況の改善に向けて対応してまいります。 また、空家に関するセミナーや相談会などの啓発事業を開催します。	□
近隣住民への情報提供等について			
4	特定空家等に認定する際は、立入調査権を有する者と近隣住民とで景観や防犯に関する見方や認識・観点が異なる場合もあると思うので、近隣住民からの意見聴取のほか、インターネット等を活用して情報を募るなどの方法も検討すべきである。	特定空家等に該当するか否かの判断については、国がその参考となる基準を示しています。 特定空家等の認定に当たっては、この基準を踏まえた上で、適宜近隣の方から聞き取り等現場の調査を行い、外部の有識者等で構成される（仮称）練馬区空家等および不良居住建築物等適正管理審議会に諮問し、答申を受けた上で進めていきます。	□

No.	意見の要旨	区の考え方・回答	対応
5	<p>特定空家等については、その所在地や対応状況等について、区が近隣住民等へポスト投函やインターネット掲載により情報を公開・提供できるよう条例に規定してほしい。</p>	<p>特定空家等の所在や助言・指導等措置の経過については、所有者等の経済状況や生活上の課題等が推察できる可能性があるため、広く公表することは困難です。</p> <p>なお、特措法に基づく命令をした場合においては、標識の設置等によりその旨を公示します。</p>	—
<p>応急措置について</p>			
6	<p>区は、みどりの美しい街並みづくりを進めているようだが、適正な管理がなされていない空家等がその障害となってしまう。</p> <p>空家の敷地から伸び放題となっている草木については、区が切断・処理できるよう条例に規定すべきである。</p>	<p>空家等（敷地内の立木等を含む。）は私有財産であり、その適正な管理は一義的には所有者等の責任において行われるべきものです。</p> <p>しかしながら、管理不全状態にある空家等については、当該空家等の所有者等への指導を強化し、状況が改善しない場合は、特措法および本条例等に基づき、（仮称）練馬区空家等および不良居住建築物等適正管理審議会の意見を聴きながら、適切な措置を実施します。</p> <p>また、人の生命、身体または財産に危害が及ぶことを避けるため、緊急の必要があると認めるときは、区がこれを避けるために必要最小限の応急措置を行うことができる旨を本条例に規定します。</p>	○